5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回半4-11の託亜時間	基本利用料	利用者負担額(円)			
1回当たりの所要時間	(円)	1割	2割	3割	
20分未満	3, 392	340	679	1, 018	
20分以上30分未満	5, 094	510	1, 019	1, 529	
30分以上1時間未満	8, 899	890	1, 780	2, 670	
1時間以上1時間30分未満	12, 195	1, 220	2, 439	3, 659	

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回半4.11の配面時間	基本利用料	利用者負担額(円)			
1回当たりの所要時間	(円)	1割	2割	3割	
20分以上	3, 176	318	636	953	
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2, 861	287	573	859	

- ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としての リハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのもの になります。
- (注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら 基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせ します。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

加算の種類	要件	基本利用料 利用者負担額()			i(円)
		(円)	1割	2f割	3割
夜間•早朝	夜間(18時~22時)、早朝(6時~8	基本利用料の)25%(1回	(につき)	
加算	時)にサービスを提供した場合				
深夜加算	深夜(22時~翌朝6時)にサービスを 提供した場合	基本利用料の)50%(1回	(につき)	
	ルにのに物口				
緊急時訪問	利用者や家族等からの看護に関する	6, 222	623	1, 245	1, 867
看護加算	相談に常時対応できる体制を整え、か				
	つ必要に応じて緊急時訪問を行う体制				
	にある場合(1月につき)				
複数名訪問	複数の看護師等が同時に30分未満の	2, 753	276	551	826
加算(I)	訪問看護を行った場合 (1回につき)				
	複数の看護師等が同時に30分以上の	4, 357	436	872	1, 308
	訪問看護を行った場合 (1回につき)				
複数名訪問	看護師等が看護補助者と同時に30分	2, 178	218	436	654
加算(Ⅱ)	未満の訪問看護を行った場合				
	(1回につき)				
	看護師等が看護補助者と同時に30分	3, 436	344	688	1, 031
	以上の訪問看護を行った場合				
	(1回につき)				
長時間訪問	特別な管理を必要とする利用者に対し	3, 252	326	651	976
看護加算	て1時間30分以上の訪問看護を行っ				
	た場合(1回につき)				
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対	5, 420	542	1, 084	1, 626
(I)	し、サービスの実施に関する計画的な				
	管理を行った場合(1月につき)				

41 = 165 == 2	T	<u> </u>	1 .		
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2, 710	271	542	813
初回加算	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3, 252	326	651	976
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以 上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	21, 680	2, 168	4, 336	6, 504
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の 従業者と共同し、在宅での療養上の必 要な指導を行い、その内容を文書によ り提供し、退院又は退所後に初回の訪 問看護を行った場合 (退院又は退所につき1回) ※特別な 管理が必要な利用者は2回まで	6, 504	651	1, 301	1, 952
看護介護職員 連携強化加算	訪問看護師が、訪問介護員等に対し、 痰の吸引等の業務が円滑に行われる よう支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2, 710	271	542	813
看護体制強化 加算(I)	医療ニーズの高い利用者への訪問看 護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	5, 962	597	1, 193	1, 789
看護体制強化 加算(Ⅱ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看 護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	2, 168	217	434	651
サービス提供 体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	65	7	13	20
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	32	4	7	10

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回光4.11の配面時間	基本利用料	利用者負担額(円)			
1回当たりの所要時間	(円)	1割	2割	3割	
20分未満	3, 273	328	655	982	
20分以上30分未満	4, 878	488	976	1, 464	
30分以上1時間未満	8, 585	859	1, 717	2, 576	
1時間以上1時間30分未満	11, 783	1, 179	2, 357	3, 535	

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額(円)			
「凹当たりの別安時间	(円)	1割	2割	3割	
20分以上	3, 067	307	614	921	
20分以上(1日に2回を超えた場合)	1, 539	154	308	462	

- ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環とて のリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのも のになります。
- (注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら 基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせ します。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。 ※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

加算の種類	要件	基本利用料	利	用者負担額	〔円〕
		(円)	1割	2割	3割
夜間·早朝 加算	夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時) にサービスを提供した場合	基本利用料の)25%(1 <u>[</u>	回につき)	
深夜加算	深夜(22時~翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の)50%(1 <u>[</u>	回につき)	
緊急時介護 予防訪問看 護加算	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合(1月につき)	6, 222	623	1, 245	1, 867
複数名訪問 加算(I)	複数の看護師等が同時に30分未満の 訪問看護を行った場合 (1回につき)	2, 753	276	551	826
	複数の看護師等が同時に30分以上の 訪問看護を行った場合 (1回につき)	4, 357	436	872	1, 308
複数名訪問 加算(II)	看護師等が看護補助者と同時に30分未 満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2, 178	218	436	654
	看護師等が看護補助者と同時に30分以 上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3, 436	344	688	1, 031
長時間介護 予防訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問看護を行った場 合(1回につき)	3, 252	326	651	976

				1	1
特別管理加算 (I)	特別な管理を必要とする利用者に対し、 サービスの実施に関する計画的な管理 を行った場合(1月につき)	5, 420	542	1, 084	1, 626
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2, 710	271	542	813
初回加算	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	3, 252	326	651	976
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の 従業者と共同し、在宅での療養上の必要 な指導を行い、その内容を文書により提 供し、退院又は退所後に初回の訪問看 護を行った場合 (退院又は退所につき1回) ※特別な管 理が必要な利用者は2回まで	6, 504	651	1, 301	1, 952
看護体制強化 加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	1, 084	109	217	326
サービス提供 体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	65	7	13	20
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	32	4	7	10

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。 なお、自動車を使用した場合は、次のとおり交通費を請求します。

算定方法	交通費
通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満	200円
通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上10キロメートル未満	400円
通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロメートル以上	600円
駐車代(コインパーキング)・電車代・有料道路代	実費相当額

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の10%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算を算定する日は除く	2, 000円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処 置を行った場合	15, 000円

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・ 3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

計問手誰甘★處急	き弗の活料		基本利用料	利用者負担額(円)		
訪問看護基本療養	を負の性短		(円)	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目ま	で	5, 550	555	1, 110	1, 665
- 別刊省改坐 个派该具(I)	週4日目以降		6, 550	655	1, 310	1, 965
	同一日に	週3日目まで	5, 550	555	1, 110	1, 665
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕	2人まで	週4日目 以降	6, 550	655	1, 310	1, 965
(同一建物居住者)	同一日に	週3日目まで	2, 780	278	556	834
	3人以上 週4日目 以降	3, 280	328	656	984	
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	入院中の外	·泊	8, 500	850	1, 700	2, 550

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料	利用者負担額(円)		
初 问有	良貝の性規		(円)	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化 型 I	12, 830	1, 283	2, 566	3, 849
		機能強化型Ⅱ	9, 800	980	1, 960	2, 940
		機能強化型皿	8, 470	847	1, 694	2, 541
		従来型	7, 440	744	1, 488	2, 232
	2日目以降		3, 000	300	600	900

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料	利用者負担額(円)			
		(円)	1割	2割	3割	
訪問看護ターミナルケア療養費[1)		25, 000	2, 500	5, 000	7, 500
訪問看護ターミナルケア療養費[2	!)		10, 000	1, 000	2, 000	3, 000
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村ス	スは都道府県	1, 500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育	 育諸学校	1, 500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療	療機関等	1, 500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)		2, 100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22	2時-翌朝6時)	4, 200	420	840	1, 260
##.亡体***********************************	1日2回		4, 500	450	900	1, 350
難病等複数回訪問加算 	1日3回以上		8, 000	800	1, 600	2, 400
緊急訪問看護加算			2, 650	265	530	795
長時間訪問看護加算			5, 200	520	1, 040	1, 560
乳幼児加算			1, 500	150	300	450
	看護師等		4, 500	450	900	1, 350
	看護補助		3, 000	300	600	900
複数名訪問看護加算		1日1回	3, 000	300	600	900
	看護 補助者	1日2回	6, 000	600	1, 200	1, 800
		1日3回以上	10, 000	1, 000	2, 000	3, 000
24時間対応体制加算		6, 400	640	1, 280	1, 920	

特別管理加算〔I〕		5, 000	500	1, 000	1, 500
特別管理加算〔Ⅱ〕		2, 500	250	500	750
退院時共同指導加算		8, 000	800	1, 600	2, 400
	特別管理指導加算	2, 000	200	400	600
退院支援指導加算		6, 000	600	1, 200	1, 800
	長時間にわたる療養上必要な指 導の場合	8, 400	840	1, 680	2, 520
在宅患者連携指導加算		3, 000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2, 000	200	400	600
看護·介護職員連携強	化加算	2, 500	250	500	750

(2) 医療保険による訪問看護の利用料(精神科)

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(精神科訪問看護基本療養費)

精神科訪問看護基本療養費の種類		基本利用料	利用者負担額(円)			
		(円)	1割	2割	3割	
	週3日目	30分以上	5, 550	555	1, 110	1, 665
精神科訪問看護基本療養	まで	30分未満	4, 250	425	850	1, 275
費[I]	週4日目	30分以上	6, 550	655	1, 310	1, 965
	以降	30分未満	5, 100	510	1, 020	1, 530
		週3日目まで 30分以上	5, 550	555	1, 110	1, 665
	同一日に2人まで	週3日目まで 30分未満	4, 250	425	850	1, 275
		週4日目以降 30分以上	6, 550	655	1, 310	1, 965
精神科訪問看護基本療養		週4日目以降 30分未満	5, 100	510	1, 020	1, 530
費[Ⅲ] (同一建物居住者)	同一日に 3人以上	週3日目まで 30分以上	2, 780	278	556	834
		週3日目まで 30分未満	2, 130	213	426	639
		週4日目以降 30分以上	3, 280	328	656	984
		週4日目以降 30分未満	2, 550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養 費[IV]	入院中の外泊		8, 500	850	1, 700	2, 550

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料(円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日	7, 440	744	1, 488	2, 232	
初 0	2日目以降	3, 000	300	600	900	

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料	利用者負担額(円)			
		(円)	1割	2割	3割	
 訪問看護ターミナルケア療養費〔1	J	25, 000	2, 500	5, 000	7, 500	
訪問看護ターミナルケア療養費[2	2)	10, 000	1, 000	2, 000	3, 000	
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は都道府県	1, 500	150	300	450	
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育諸学校	1, 500	150	300	450	
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療機関等	1, 500	150	300	450	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2, 100	210	420	630	
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌朝6時)	4, 200	420	840	1, 260	
精神科複数回訪問加算	1日2回	4, 500	450	900	1, 350	
相 仲 件複数凹 切问加昇	1日3回以上	8, 000	800	1, 600	2, 400	
精神科緊急訪問看護加算		2, 650	265	530	795	
長時間精神科訪問看護加算		5, 200	520	1, 040	1, 560	
성상 전기로 hh I 기 국는 RR 로드보 hp 연	看護師等	4, 500	450	900	1, 350	
複数名精神科訪問看護加算	看護補助者等	3, 000	300	600	900	

24時間対応体制加算	6, 400	640	1, 280	1, 920
特別管理加算[I]	5, 000	500	1, 000	1, 500
特別管理加算〔Ⅱ〕	2, 500	250	500	750
退院時共同指導加算	8, 000	800	1, 600	2, 400
特別管理指導加算	2, 000	200	400	600
退院支援指導加算	6, 000	600	1, 200	1, 800
在宅患者連携指導加算	3, 000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000	200	400	600
精神科重症患者支援管理連携加算	8, 400	840	1, 680	2, 520
相 忡 付里业忠 日又 抜官 庄 连捞加昇	5, 800	580	1, 160	1, 740

(3) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

	交通費	
	通常の事業の実施地域	無料
NZ	通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満	200円
交通費 (1回につき)	通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上10 キロメートル未満	400円
	通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロメートル以上	800円
駐車代(コインパー:	駐車代(コインパーキング)・電車代・有料道路代	

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の10%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加 算を算定する日は除く	2,000円/30分ごと
休日、営業時間以外の 訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間 以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加 算を算定する日は除く)に訪問看護を行った場合	2, 000円/回
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った 場合	15, 000円